

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)	
地域名	波多江地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

波多江地区は、糸島市の平野部に位置し平坦地はほとんど田で占めている。地区全体で見ると概ね基盤整備されているが、池田集落南東エリアは不整形の農地が多い。 地区内は、土地利用型担い手の普通作や、園芸担い手農家がイチゴやブロッコリーなど高収益型作物を施設や露地で栽培している。 特色として、福岡市に隣接する中心市街地に接する農地が多い中、酪農・肥育牛・養豚など畜産農家が点在し、飼料作物の作付けが盛んである。 地区内では主に土地利用型の米麦経営体が7件、畜産飼料作物4件、ブロッコリー3件程度営農し、地区内は土地利用型経営体が農地の表作・裏作を相互利用していることから、耕作地の交換等による集約化はかなりの調整が必要となる。 板持の瑞梅寺川右岸エリアは、基盤整備され年数が経ち、排水不良で大型機械が入らない田がある。地区全体でみると、水路等の老朽化による水漏れで排水不良となっている田が点在している。 高齢化・後継者不足により、どの集落も水田に附帯する農業施設の管理(畦草刈、水路等清掃)に要する人員を抛出することが難しく、金銭的支援だけでなく、労働力を補う支援が求められている。 【地域の基礎的データ】 農業者:231人、うち団体経営体:2経営体 主な作物:水稻、WCS、麦、飼料作物、イチゴ、ブロッコリー
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

大区画の農地は、面積拡大意向のある地区を担う土地利用型経営体による効率的な利用に向けての集約化を段階的に進め、併せて施設や露地での園芸の高収益化を図る。 また、市内に設置しているRTK基地局を利用したスマート農業を活用し、農作業の効率化や農作業従事者の負担軽減を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	287.45 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地利用型経営体を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区の田は概ね基盤整備されており、地区を担う土地利用型経営体への集積・集約を進めながら農地利用を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
潤集落などは新たな担い手を受け入れる意向があるため、多様な経営体を受け入れるにあたり、地元の受け入れルールや紹介できる農地情報など必要な体制を整えていく。 市はJAと連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。また、新規就農者の意見を踏まえながら支援方法を改善していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①特定外来生物のアライグマなどが平坦地の水路等に潜伏しており、捕獲や処分等の仕組みを検討整理していく。
⑧地元負担を考慮しつつ、営農に必要な水路・堰等附帯施設の補修や改修を適宜検討し、通年でも少人数で農地管理が可能な省力化を図っていく。

